高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

平成26年10月より予防接種法が改正され、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期予防接種となりました。詳しくは以下のとおりです。

またインフルエンザ、高齢者肺炎球菌ともに、対象者であっても接種を受ける義務はありません。ご自身の意思と責任で接種を希望する場合にのみ、接種を受けてください。

受け忘れはないですか？

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

■ 肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約80％に効果があるとされています。しかし、肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあります。肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

また、インフルエンザの予防接種とは異なり、毎年受ける予防接種ではありません。再接種をするときは5年以上の間隔をあける必要があります。

■ 対象者

平成26年度の対象者は次のとおりです（年度末（平成27年3月31日）時点で次の年齢となる方です）。

① 65歳になる方（昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの方）

② 70歳以上になる方（昭和20年4月1日以前の生まれの方）

③ 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方や、ヒト免疫ウイルスによる免疫機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障がいのある方（身体障害者手帳1級程度の方になります）

※ 上記の対象者になる方でも、これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方（自費で接種を受けた分も含みます）は、接種の対象となりません。

※ 66歳から69歳の方は平成26年度の予防接種の対象ではありません。平成27年度から平成30年度の間に、年度年齢（3月31日時点の年齢）が70歳になった年度に予防接種を受けることができます。

※ 個別の通知は、65歳、70歳の方へ9月末に送付しています。対象者の③に該当する方と71歳以上の方で接種を希望される方は、福祉部健康推進課までお問い合わせください。

■ 実施期間

平成26年10月1日～平成27年3月31日（インフルエンザの接種期間と異なるのでご注意ください）

■ 自己負担額　2,000円

※ 生活保護受給者は自己負担額が免除となります。予防接種を受けるときは、被保護証明書を提示してください。

■ 接種医療機関

中部地区・南部地区・浦添市・那覇市内の医療機関（地区内のすべての医療機関が実施しているわけではありません。事前に各医療機関へご確認ください。）

県立南部医療センター・こども医療センター、中部病院、沖縄病院、那覇市立病院

※ インフルエンザの予防接種が受けられる病院と異なる場合があります。ご注意ください。

■ 予防接種を受ける際に必要なもの

・町指定の予診票、健康保険証、健康手帳（健康手帳をお持ちでない方は、福祉部健康推進課までお問い合わせください）

・生活保護受給者は「被保護証明書」、対象者の③に該当する方は身体障害者手帳を医療機関へ提示してください。

※ 65歳以上になる方は、高齢者インフルエンザ予防接種の助成もあります。詳しくは、個別に送付した案内をご確認ください。接種期間は平成27年2月28日までです。

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課　保健予防係　☎945-4791

政治家からの寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。

みんなで徹底しよう“三ない運動”

贈らない！求めない！受け取らない！

禁止されている寄附（一例）

以下も、政治家の寄附禁止の対象となります。

✕ お歳暮やお年賀・病気見舞い・祭りへの寄附や差入れ・地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ・結婚祝や香典（適用されない場合がある）・葬式の花輪や供花・落成式、開店祝の花輪・町内会等の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ・入学祝や卒業祝など

詳しくは・・・ 検　索 ⇒ 総務省　なるほど！選挙「寄附の禁止」

【お問い合わせ】 西原町選挙管理委員会　☎945-5011

平成26年12月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正されます

大切なお知らせです！

これまで、公的年金（※）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、福祉部福祉課で申請が必要です。

（※）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合

・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合　など

〈参考：児童扶養手当の月額〉（平成26年4月～）

・子ども1人の場合
全部支給：41,020円、一部支給：41,010円～9,680円
（所得に応じて決定されます）

・子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、福祉部福祉課で申請が必要です。

支給開始日

◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

◆平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、福祉部福祉課の窓口でご相談ください。

【お問い合わせ】 福祉部福祉課子育て支援係　☎945-5311